

■児童手当拡充 Q&A

- Q 手当の受給者は、父母のどちらでもいいですか？
- A 所得制限は撤廃されますが、引き続き所得の高い方を受給者として申請してください。
- Q 現在児童手当をもらっています。他にもう1人、通学のため家から出て、学校の寮に住んでいる高校生がいます。何か手続きは必要ですか？
- A 現在児童手当が支給されている方で、高校生年代の子の住民票が風間浦村にあり、児童手当受給者である親と同世帯の場合には、手続きは不要で増額します。風間浦村に住民票がない高校生年代の子については、お手続きが必要です。
- Q 高校生年代の児童が就職している場合、児童自身に相当程度の所得がある場合も拡充後の児童手当の支給対象となりますか？
- A 児童に就労収入があったり父母等と別居している場合でも、父母等が当該児童を監護し、かつ生計を同じくしている場合は支給対象児童となります。
- Q 大学生年代の子が就職している場合も、多子加算のカウント対象となりますか？
- A 子が就職していても、父母等の経済的負担がある場合は、多子加算のカウント対象となります。なお、「経済的負担」とは、以下の2つの条件をどちらも満たしていること状態のことをいいます。
- ①監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしていること
(お子さんが父母等と別居している場合は、定期的な面会・連絡をしており、監護の実態が認められること)
- ②生計費の相当部分の負担をしていること
(お子さんが受給者の収入により日常生活の一部または全部を営んでおり、かつ、これを欠くと通所の生活水準を維持することができない場合)